いわき総合高等学校好間校舎閉校に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書（案）

排出事業者：福島県（以下「甲」という。）と、収集運搬・処分業者：
（以下「乙」という。）は、甲が排出する廃棄物の収集運搬及び処分に関して、次のとおり処理業務委託契約を締結する。

（法令の遵守）

第１条　甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令（以下「法」という。）を遵守するものとする。

（乙の事業範囲）

第２条　乙は事業範囲を以下のとおり記載し、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、乙は、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知し、その変更した許可証の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 乙の一般廃棄物収集運搬業

許可都道府県・政令市	
事業の範囲	**添付許可証に詳細記載**
許可番号	**第　　号**
許可の有効期限	**添付許可証に記載**

(2) 乙の産業廃棄物収集運搬業

許可都道府県・政令市	
事業の範囲（許可品目）	**添付許可証に詳細記載**
許可番号	**第　　号**
許可の有効期限	**添付許可証に記載**

(3) 乙の産業廃棄物処分業

許可都道府県・政令市	
事業の区分及び範囲 (方法及び許可品目)	**添付許可証に詳細記載**
許可番号	**第　　号**
許可の有効期限	**添付許可証に記載**

(委託業務の内容)

第３条　甲は、下記及び別紙１に基づき、廃棄物の収集運搬業務及び処分業務を乙に委託する。

(1)　委託する産業廃棄物に係る項目

(1)　産業廃棄物の排出場所 (複数可)	**・別紙１のとおり**
(2) 種類・数量及び料金等	**別紙２「委託する産業廃棄物の種類、収集運搬・処分・再生料金、数量及び処分方法等」に記載**

(2)　産業廃棄物収集運搬業務に係る項目

積替え保管の有無	

(3)　処分・再生業務に係る項目

処分・再生の場所（運搬の最終目的地）	

(4)　中間処理産業廃棄物に係る項目（委託する産業廃棄物の処理が中間処理で中間処理産業廃棄物が発生する場合）

処分先の名称・所在地等	**別紙３「中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」に記載**

(産業廃棄物管理票)

第４条　甲は、委託業務の実施にあたって乙に産業廃棄物を引き渡すときは、法に定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を乙に交付しなければならない。

（業務完了報告書）

第５条　乙は、甲から引渡しを受けたものに係る委託業務を完了した時は、遅滞なくそのことを甲に報告しなければならない。ただし、業務完了報告は、収集運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストＢ２票で、処分業務についてはマニフェストＤ・Ｅ票で代えることができる。

（義務と責任範囲・事故防止）

第６条　甲は、委託業務に支障が生じる恐れのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又は混入した旨を乙に通知せずに乙の業務に重大な支障が生じ、又は生じる恐れのある場合には乙は委託物の引き取りを拒否することができる。

２　乙の責任範囲は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了までとし､法及びこの契約に従い､誠実に委託業務を履行するほか事故防止に努める。

３　乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

４　甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

５　甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

（一括再委託等の禁止）

第７条　乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は､業務の一部を第三者に委任し､又は請け負わせようとするときは､あらかじめ､甲の承諾を得なければならない。

３　甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第８条　乙は、書面による甲の承認を得ないで、本契約により生ずる権利又は義務を、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（業務の一時停止）

第９条　乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

（処理料金・消費税・支払い）

第10条　乙は、委託業務が終了したときは、第３条の料金に消費税を加えた額（以下「処理料金」という。）として下記の金額を甲に請求するものとする。

処理料金　　円（内消費税及び地方消費税　　円含む）

２　乙は、当該業務完了後、前項の処理料金を甲に請求し、甲は乙の請求金額をその請求

を受領後30日以内に乙の指定する口座へ振込むものとする。

3　甲は、正当な理由なく前項の期間内に業務委託料の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）を支払うものとする。

（料金の改定）

第11条　第３条の収集運搬及び処分料金の額が経済情勢の変化、その他の理由により不相当となったときは甲乙双方の協議により改定することができる。

（適正処理に必要な情報の提供）

第12条　甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインを参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア　産業廃棄物の発生工程　　イ　産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ　腐敗、揮発など性状の変化に関する事項　　エ　混合等により生ずる支障

オ　日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ　石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ　ＰＲＴＲ対象物質及び水道水源における消毒副生成物前駆物質の含有について

ク　関連法規「危険物（消防法)、特化則（特定化学物質障害予防規則)、有機溶剤（労働安全衛生法)、毒劇物（毒物及び劇物取締法)、悪臭（悪臭防止法)」等について

ケ　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第２条第５項に規定する第１種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第２項に規定する第１種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

コ　その他取り扱いの注意事項

2　乙に提供した第１項の情報に変更がある場合は、甲は速やかに変更された情報を、書面等で乙に通知するものとする。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。

3　甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面等の情報のとおりである事を確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照)。

4　甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載すること

とし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（機密保持）

第13条　甲及び乙は、委託業務に関して、業務上知り得た相手方の機密を法に定めるものを除き第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、関連する相手方の書面による許諾を必要とする。また、乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（社会紛争及び天災等）

第14条　騒擾、交通機関の労働争議等の社会紛争、若しくは地震、大雪、洪水、火災他自然災害等の事由により、相手方において本契約の存続が不可能又は困難となった場合、それらの損害についての責は負わないものとし、相手方に通知し直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

（契約の解除）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、業務委託料を交付しない、若しくは交付している業務委託料の一部又は全部を返還させることができる。

⑴　履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑶　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

⑷　前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

２　甲は、第１項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し、30日前までに書面にて解除の通知をした上で、契約を解除することができる。

３　乙は、この契約を解除した場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、次の措置を講じなければならない。

⑴　乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を以って行わせなければならない。

⑵　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はこの旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

⑶　前号の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担を以って、乙のもとにある廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の１の額を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

⑴　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

⑵　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

⑴　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

⑵　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

⑶　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律

第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の規定による違約金又は損害額に係る遅延利息は、延滞期間の日数に応じ、その対象額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）とする。

（談合による損害賠償）

第17条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、⑴又は⑵までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

⑴　公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

⑵　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

⑶　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（名義変更の届出）

第18条　乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

（委託契約期間）

第19条　この契約は、有効期間を契約日から令和９年３月３１日までとする。

２　甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から５年間保存する。

（契約外の事項）

第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（電子契約による場合）

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和８年　月　日

甲　福島県いわき市内郷内町駒谷３番地の１
福島県
福島県立いわき総合高等学校長　南郷　市兵

乙

別　紙　1

［Ⅰ］委託業務の内容

本業務は下表の内容にて実施するものとする。

(1)業務場所及び所在地

・業務場所	①福島県立いわき総合高等学校好間校舎 ②福島県立いわき総合高等学校本校舎
・所　在　地	①福島県いわき市好間町上好間字上川原２５ ②福島県いわき市内郷内町駒谷３番地の１

(2)委託業務の内訳

廃棄物区分及び分類品目		予定数量	処分先
①産業廃棄物	※詳細は業務仕様書及び別紙２のとおり		
②一般廃棄物	可燃物	24.0 m^3	
②一般廃棄物	木くず	39.0 m^3	

※①産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた「委託契約に含まれるべき事項」を記載する為、契約書に必要な項目を定める。

［Ⅱ］委託料金

＊＊

内　訳	収集運搬料	処分料他	消費税	委託料金計
①産業廃棄物				
②一般廃棄物				
③管理諸経費	－	円	円	０円

内　　訳		委託料金(税抜)
①産業廃棄物	収集運搬料	円
	処分料	円
②一般廃棄物	収集運搬料	円
	処分料	円
③管理諸経費		円

＊＊